

国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金 認定申請のご案内

令和7年9月から、満3歳児クラスに在籍しているお子さんのうち、課税世帯である園児の保護者に対し、国無償化と同等の預かり保育給付を実施いたします。

○対象となるのは以下の全てに該当するお子さんです

1. 幼稚園の満3歳児クラスに在籍していること
2. 市町村民税非課税世帯ではないこと
3. 保護者それぞれに保育の必要性があること

※これまでは第2子以降が対象でしたが、第1子まで対象が拡大されました。

○認定を希望する方は下記書類をご提出ください

1. **国分寺市特定子ども・子育て支援施設等預かり保育給付金認定申請書**

・お子さん1人につき1枚必要です。

2. **保育の必要性を証明する書類**

- ・保護者それぞれについて必要です。
- ・保育の必要性については裏面をご覧ください。
- ・すでにきょうだいが令和7年度に無償化の2号認定や認可保育所の申込等で提出している場合は不要です。

○提出締切 ※給付対象となるのは認定開始以降の預かり保育を利用した分のみです。

【令和7年9月1日～30日までの認定日を希望する場合】

令和7年10月31日まで（必着）

【令和7年10月1日～令和8年3月31日の認定日を希望する場合】

認定開始希望日（入園日）の前月末日まで（必着）

○ 問い合わせ・提出先 ○

国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 入園相談係

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18

TEL：042-312-8648 （直通）

◎【 保育の必要性 】とは

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 （フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む） <u>条件：週3日以上かつ週 12 時間以上を常態としている</u> （※ 1）	最長でお子さんの就学前まで
求職中	求職活動のため日中の外出を常態としている場合	3か月
妊娠・出産	出産のため保育が出来ない場合	出産予定月をはさんで、前後各2か月、計5か月
疾病	入院・自宅療養が必要で保育ができない場合	最長でお子さんの就学前まで
障害	障害のため保育ができない場合	最長でお子さんの就学前まで
介護・看護	同居・別居に関わらず親族等の介護をしていて保育ができない場合、また入院や通院等で付き添いを要する場合	最長でお子さんの就学前まで
就 学	就職・事業開始に必要な学校に通学するため、日中の外出を常態としている場合 <u>条件：週3日以上かつ日中週 12 時間以上</u>	最長でお子さんの就学前まで
災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	6か月以内

※ 1 .雇用契約が週3日であっても、実績が伴わない場合は就労として認定されない可能性があります。

◎【保育の必要性を証明する書類】

保護者・親族の状況		提出書類
就 労	外 勤	★就労証明書（表面のみ） ※.就労証明書は必ず事業主から証明を受けてください。
	自 営（準備中、内職含む） 保護者本人や親族経営の会社で勤務している場合も含む	★就労証明書（両面記入）、 <u>自営の証明書</u> （ <u>営業許可証、開業届、業務委託契約書等のいずれか1点</u> ） ※自営業の方は、ご本人あるいは親族会社の担当者が記入してください。
求職中（内定あり）		★就労証明書（表面のみ） ※.就労証明書は必ず事業主から証明を受けてください。
出 産		母子健康手帳の写し（出産予定日の分かるもの）
障 害		各種障害者手帳の写し
疾 病		診断書（※ 1）
介 護	要介護認定者の介護	★介護状況届出書、 要介護者の診断書、介護保険被保険者証の写し、ケアプランの写しのいずれかひとつ
	要介護認定者以外の介護	★介護状況届出書、診断書（各種障害者手帳等があればその写しも添付）
就 学		在学証明書（時間割を添付）

※ 1 .診断書は国分寺市指定の様式以外でも受付できます。その際は「患者氏名」・「診断名」・「症状経過等」・「治療期間と通院回数」・「保育の必要性、又は家庭生活への影響」について明記されたものを提出してください。

★は国分寺市の様式以外では受付できません。